

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国民健康保険の今後の
一部負担金免除及び保険料減免について

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う一部負担金免除及び保険料減免につきましては、令和5年度以降、国において対象地域の避難指示区域等（※1）の指定が解除されてからの期間を考慮して段階的に見直しを行うこととされています。くわしくは以下の表をご確認ください。

なお、平成31年（令和元年）以降に避難指示区域等の指定が解除された地域及びこれから避難指示区域等の指定が解除される地域（特定復興再生拠点区域を含む。）についても、同様の考え方により見直すとされており、また、帰還困難区域については別途検討するとされています。

	対象の考え方	具体的な福島県内の対象地域	見直し開始年度	見直し開始年度以降	保険料減免	一部負担金免除
①	平成26年までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広野町、楡葉町の一部、南相馬市の一部（旧緊急時避難準備区域） ・ 川内村の一部、田村市（旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域） ・ 特定避難勧奨地点 	令和5年度	令和5年度	保険料の半額免除あり	一部負担金免除あり
				令和6年度	保険料減免なし	一部負担金免除あり
				令和7年度以降	保険料減免なし	一部負担金免除なし
②	平成27年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楡葉町の残り全域（旧避難指示解除準備区域） 	令和6年度	令和6年度	保険料の半額免除あり	一部負担金免除あり
				令和7年度	保険料減免なし	一部負担金免除あり
				令和8年度以降	保険料減免なし	一部負担金免除なし
③	平成28年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域） ・ 川内村の残り全域（旧居住制限区域） 	令和7年度	令和7年度	保険料の半額免除あり	一部負担金免除あり
				令和8年度	保険料減免なし	一部負担金免除あり
				令和9年度以降	保険料減免なし	一部負担金免除なし

【裏面へ続きます】

④	平成 29 年に避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等	・飯舘村の一部、浪江町の一部、川俣町、富岡町の一部（旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域）	令和 8 年度	令和 8 年度	保険料の半額免除あり	一部負担金免除あり
				令和 9 年度	保険料減免なし	一部負担金免除あり
				令和 10 年度以降	保険料減免なし	一部負担金免除なし

(※1) 「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

(※2) 「旧避難指示区域等」とは、平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）、平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）の区域等をいう。